

改正の概要

1 改正する契約約款

- (1) 愛知県公共工事請負契約約款（土木工事用）
- (2) 愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）
- (3) 愛知県公共土木設計業務等委託契約約款
- (4) 愛知県建築設計業務等委託契約約款

2 改正の内容

(1) 契約保証及び前払金保証の保証証書又は保険証券の電子化対応

（工事約款：契約保証・前払金保証、委託約款：契約保証）

【令和4年3月14日付け国土交通省中建審第1号「公共工事標準請負契約約款の実施について」の改正に対応】

請負者が、契約の保証として履行保証保険契約を締結した場合、保険証券を発注者に寄託することに代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることとし、この場合において、請負者は当該保険証券を寄託したものとみなすことができるよう改正する。

また、請負者が、保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合（当該保証契約を変更する場合を含む。）についても同様に、保証証書を発注者に寄託することに代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることとし、この場合において、請負者は当該保証証書を寄託したものとみなすことができるよう改正する。

(2) 災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額の全額を負担 （工事約款のみ）

【令和4年5月18日付け国土交通省中建審第4号「公共工事標準請負契約約款の実施について」の改正に対応】

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとするよう改正する。

(3) 暴力団排除の範囲拡大

【令和4年6月21日付け国土交通省中建審査第7号「公共工事標準請負契約約款の実施について」の改正に対応】

請負者（委託の場合は「受注者」。）の役員及び支配人並びに営業所の代表者等（以下「役員等」という。）のみならず、その他経営又は運営に実質的に関与している者が、暴力団員若しくは暴力団関係者若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認めるとき等の場合に発注者が直ちにその契約を解除できるよう改正する。

(4) 個人情報の保護について (委託約款のみ)

令和5年4月1日より個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が地方公共団体に適用され、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）が廃止されることに伴い、個人情報の保護に関する規定について改正する。

3 施行年月日

令和5年4月1日

(令和5年4月1日以降に公告・指名通知を行うものから適用)